

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.4

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 宮下 優一

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

【報告義務発生日】 2026年6月25日

【提出日】 2026年6月29日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等に関する担保契約等重要な契約の変更  
株券等保有割合の1%以上の減少

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	リガク・ホールディングス株式会社
証券コード	268A
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	アトム・インベストメント・エルピー（Atom Investment, L.P.）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9008、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190、ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	2020年8月25日
代表者氏名	スーザン・バス（Susan Bass）
代表者役職	提出者のジェネラル・パートナーであるアトム・インベストメント・ジーピー・エルエルシー（Atom Investment GP, L.L.C.）のヴァイス・プレジデント
事業内容	投資業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 市田山 力
電話番号	03-6889-7000

## (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3)【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)	61,774,100			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V 61,774,100	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			61,774,100
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年4月30日現在)	AD	226,442,500
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合(%) (AB/(AD+AE-AF)×100)		27.28

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	28.95
----------------------------	-------

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年6月1日	株券（普通株式）	29,580,300	13.06	市場外	処分	2,623.88
2026年6月25日	株券（普通株式）	3,786,400	1.67	市場外	処分	2,623.88

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>・提出者は、2026年4月21日、Onto Innovation Inc.（以下「買主」といいます。）との間で、株式譲渡契約を締結し、必要な全ての規制当局の承認その他の条件の充足を条件として、2026年7月1日（以下「クロージング日」といいます。）に、買主に発行者の普通株式61,123,436株（以下「譲渡対象株式」といいます。）を譲渡する旨合意しております。</p> <p>同契約に基づき、当該譲渡が、クロージング日より前の日を基準日とする株主総会の開催日前日に先立って行われる場合、提出者は、当該株主総会において買主の指示に従い、譲渡対象株式に係る議決権を行使することを合意しております。</p> <p>・提出者は、野村證券株式会社との間で、2026年6月1日付で、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、発行者の普通株式4,437,000株について株式の消費貸借取引並びにグリーンシュエーションの付与及び行使に関する契約を締結しております（貸出期間は、2026年6月8日（当日を含みます。）から2026年6月29日（当日を含みます。）まで）。当該契約に基づき、2026年6月25日付で野村證券株式会社より3,786,400株についてグリーンシュエーションを行使する旨の通知があり、2026年6月29日付で当該オプションの行使に係る決済が行われます。</p> <p>・提出者は、Morgan Stanley &amp; Co. International plc、野村證券株式会社、BofA証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称します。）に対して、2026年6月1日付で、2026年6月1日から2026年9月5日（当日を含みます。）までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、発行者の普通株式等の売却等（但し、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのための発行者普通株式の貸渡し、グリーンシュエーションの行使に基づく発行者普通株式の売却及び上記株式譲渡契約における買主に対する譲渡対象株式の譲渡等を除きます。）を行わない旨を合意しております。</p>
---

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	2024年7月11日 株式分割（1：200）により発行者の普通株式61,774,100株取得
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	

（注）先に取得したものをから順番に処分したと仮定して差し引く方法により記載しております。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地